## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月1日

【会社名】 太平洋セメント株式会社

【英訳名】 TAIHEIYO CEMENT CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 不死原 正文

【本店の所在の場所】 東京都港区台場二丁目3番5号

【電話番号】 03(5531)7325

【事務連絡者氏名】 経理部経理グループリーダー 持松 直孝

【最寄りの連絡場所】 東京都港区台場二丁目3番5号

【電話番号】 03(5531)7325

【事務連絡者氏名】 経理部経理グループリーダー 持松 直孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 1【提出理由】

当社は、2019年6月27日の第21回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日 2019年6月27日

### (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額 当社普通株式 1 株につき金30円 総額3,681,564,750円

口 効力発生日

2019年6月28日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本店所在地を東京都港区から東京都文京区へ変更するとともに、2020年に開催される第22回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもってその効力を生ずる旨附則を設けるものであります。なお、当該附則は、当該変更の効力発生日をもって削除するものであります。

会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって取締役及び監査役の責任を法令の 範囲内で一部免除できる旨の規定を新たに設けるものであります。また、業務執行取締役等以外 の取締役及びすべての監査役と責任限定契約を締結できるようにするため、所要の変更を行うも のであります。

#### 第3号議案 取締役14名選任の件

福田修二、不死原正文、北林勇一、三浦啓一、苅野雅博、安藤國弘、服原克英、鈴木俊明、 上野山佳志、朝倉秀明、大橋徹也、田浦良文、小泉淑子、有馬雄造の14氏を取締役に選任するもの であります。

## 第4号議案 監査役2名選任の件

松島茂、藤間義雄の両氏を監査役に選任するものであります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、社外監査役の補欠として、青木俊人氏を補欠監査役に選任するものであります。

# (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%) (注)1	
第1号議案 剰余金の処分の件	926,401	40,273	217	(注) 2	可決	94.35
第2号議案 定款一部変更の件	928,714	37,950	217	(注) 3	可決	94.59

第取 第	771,869 794,077 803,103 819,001 819,038 818,795 818,780 818,753 818,666 818,664 818,293 818,291 908,936 807,454	192,406 172,578 163,553 147,655 147,618 147,861 147,876 147,903 147,990 147,992 148,363 148,365 57,724	2,596 217 217 217 217 217 217 217 217 217 217	(注) 4	可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可可	78.61 80.87 81.79 83.41 83.42 83.39 83.39 83.38 83.38 83.34 83.34 92.57 82.24
第4号議案 監査役2名選任の件 松 島 茂 藤 間 義 雄	906,908 933,697	59,747 32,962	217 217	(注) 4	可決可決	92.37 95.10
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件	933,724	32,935	217	(注) 4	可決	95.10

- (注) 1. 賛成割合は、本総会前日までに事前行使された議決権数と本総会当日出席の株主の議決権数を合わせた本総会で行使されたすべての議決権数に対するものであります。
  - 2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
  - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
  - 4.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び賛否を確認できた本総会当日出席の一部の株主の議決権を合計したことにより、すべての議案の可決を確認できたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。